

## 「シンガポール：2009年度予算案」

～ 企業支援策を打ち出す。法人税を賦課年度2010年から17%に引き下げ ～

三菱東京UFJ銀行  
国際企画部CIBグループ

1月22日シンガポールのターマン・シャンムガラトナム財務相は、2009年度予算案を発表した。

今回の予算案では、経済の減速を受けて、企業活動を支援する施策が打ち出されている。

高成長が続くアジア地域に進出してくる企業を引続きシンガポールに引きつけるために、法人税率を現在の18%から、賦課年度2010年(※)には17%に引き下げることも発表された。

※ 賦課年度2010年とは、2009年に終了する事業年度に対する課税である。

また、雇用維持のために、CPF(中央年金基金)の雇用者負担分の12%について、月額2,500シンガポール・ドルを上限に、2008年10月分から1年分を政府が雇用者に払い戻す「ジョブ・クレジット(Job Credit)」を実施する。

本稿では、予算案のうち企業の投資に関する施策について、焦点を当てて記載する。なお、予算案の詳細が記載されている「Budget Statement 2009」は次のサイトでみることができる。

<http://www.singaporebudget.gov.sg/material.html>

### 1. 企業のキャッシュフロー支援策

#### (1) 工業、商業用不動産の固定資産税割戻し

政府は、2009年中の工業、商業用不動産の固定資産税について、40%の割戻しを行う。政府は家主に、この割戻し分をテナントに還元することを強く推奨する。

#### (2) JTC、HDB、SLA(※)による賃貸料の割戻し

JTC、HDB、SLAは、今回の政府による固定資産税割戻しを受けて、15%の賃貸料割戻しを行う。

※JTC=ジュロン・タウン公社。工業施設や商業団地などを取り扱う総合開発計画公社。HDB=住宅開発庁。

SLA=シンガポール土地管理局。

- (3) 損失額を過去の利益から差し引くことができるスキーム(loss carry back scheme)の拡大

賦課年度2009年と2010年について、損失額を過去の利益から差し引くことができるスキームを拡大する。現在、過去の利益から差し引くことができる損失額の上限は、10万シンガポール・ドルであるが、これを20万シンガポール・ドルに引き上げる。過去3年分の利益を対象とするとともに、損失額について見込み額で申告できるようにする。

- (4) 海外から送金された所得に対する非課税制度の拡大

海外から送金された所得に対する非課税制度を、従来の「配当・支店の利益・サービス所得」から、一時的に「全ての所得」に拡大する。対象となるのは、2009年1月21日以前の所得のうち、2009年1月22日から2010年1月21日までの間に送金されたものである。

## 2. 投資誘致のための減税

- (1) 法人税率の引き下げ

シンガポールの競争力を増すために、法人税率を現在の18%から賦課年度2010年に17%に引き下げる。

- (2) 減価償却の加速

2年以内に購入した工場設備について、1年目に75%の償却を認める。

- (3) 改装費用の償却加速

サービス関係の小規模企業の事務所の改装を支援するため、賦課年度2009年、2010年について、償却期間をこれまでの3年間から1年間に短縮することを認める。

- (4) 合併時の課税について新制度導入を検討

これまで会社の合併時に、買収先の会社が非買収先の会社の設備を購入した形となっていたが、今回、新しい制度の導入を検討する。2009年2月に新制度についてのパブリック・コンサルテーションを予定している。

- (5) 運輸関係の税金及び料金の割戻し及び引き下げ

政府は、以下の運輸関係の税金及び料金の割戻し及び引き下げを行う。

- ・ 2009年7月1日から、物品輸送車両、バス、タクシーについて、1年間、道路税の30%の割戻しを行う。

- ・ 個人が使用するプレジャー・ボートを除く、全ての船舶を対象に、港湾使用料を2009年4月1日から1年間、20%引き下げる。
  - ・ 航空機の着陸料の割戻しを2009年については、15%から25%に拡大する。
  - ・ 圧縮天然ガス(CNG)車に対する特別免税を、2011年12月まで延長する。2012年からは、CNG特別税は廃止され、1kg当り0.2シンガポール・ドルのCNG税が導入される。
- (6) 政府の手数料の賦課凍結の延長
- 政府の提供するサービス、公共駐車場、ライセンス手数料の賦課を2009年12月まで凍結する。但し、運輸関係の手数料、不動産関係の開発料は対象外とする。
- (7) 不動産開発会社を対象とした施策
- 不動産会社が開発計画を延期する方針であることを受けて、以下の施策を展開する。
- ・ 開発を許可された土地に対する不動産税を2年間免除する。
  - ・ 民間住宅建設プロジェクト期間の1年間の延長を認める。(以下、略)
- (8) ホテルを対象とした施策
- ・ ホテルの客室への賦課税額について、2009年1月1日から25%の税率を適用する予定であったものを20%の税率とする。

### 3. 特定分野における税制等の改正

#### (1) 金融分野

##### A. ファンド・マネジメント・インセンティブ

現在のファンド・マネジメント・インセンティブの適用条件を緩和し、シンガポール資本の会社及び個人による、インセンティブ対象ファンドへの投資を容易にする。

##### B. 認定されたローカル・ファンドに対するGST (=Goods and Services Tax、財・サービス税)の還付

2009年1月22日から2014年3月31日まで認定されたローカル・ファンド(Qualifying Local Funds)に対するGSTの還付を行う。

#### (2) 海運分野

シンガポール船籍の船舶購入のための、認定されたローンについて、利息に対する源泉税の免除期間を2009年1月1日から5年間延長する。

#### 4. シンガポール人の雇用維持のための政策

##### ○ジョブ・クレジット (Job Credit) の実施

雇用維持のために、CPF (中央年金基金) の雇用者負担分の12%について月額2,500シンガポール・ドルを上限に2008年10月分から1年分を政府が雇用者に払い戻す「ジョブ・クレジット (Job Credit)」を実施する。

本レポートに関するお問い合わせ先  
国際企画部 C I B グループ 北村広明  
E-mail: hiroaki\_2\_kitamura@mufg.jp  
TEL: (東京) 03-3240-7864

※ 本レポートは各種情報を取り纏めたものであり、信頼できると思われるソースを基に作成しておりますが、完全性を保証するものではありません。実際の適用につきましては別途貴社顧問会計事務所等にご確認を頂きますようお願いいたします。